（ 整理番号 ０３１２ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会

第１回　栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月１日（金）　１３時５０分 ～ １６時３３分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　部会長及び部会長代理の選任

最低賃金法第 25 条第４項において準用する同法第 24 条の規定により、部会長田島委員、部会長代理渋川委員の就任が議決された。

２　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。

（２）最賃法第 25 条第５項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。

（３）最低賃金法第 25 条第６項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。

（４）最賃審議会令第６条第５項の決議事項について確認。

（５）労働者代表委員の見解及び主張

ア　取り巻く環境としては、政府の９月の月例経済報告において、「新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にはあるなか、持ち直しの動きが続いている」とコメントされている。先行きについては「感染拡大の防止策を講じワクチン接種を促進して、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される」と述べられている。ただ下振れリスクの高まりは十分注意する必要があるとしている。政府は新型コロナウイルスの感染症の対策について、医療提供体制の確保、感染防止対策の徹底、ワクチン接種の推進の３つの柱を掲げて、確実に進めるとしている。栃木県は接種率が低いと言われているが、直近では１回目が 60%を超え、２回目も 50%に近づいてきている。また緊急事態宣言が９月末で解除されて、まだまだ冬場に向けて第６波の懸念等あるが、経済と感染対策の両立を我々も一緒になってしっかり対応していく必要があると考えている。成長分野に対する民間投資を大胆に呼び込んで、生産性を高めて賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現に繋げるといったことが、月例報告で述べられていると認識している。

栃木県の経済情勢について、財務省関東財務局の７月判断では「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかな持ち直しの動きが続いている」と述べられている。また、７月から９月期の栃木県の企業の景況判断BSIからは、全規模・全産業で景況判断が上昇に転じているという見方がされている。ただ中小企業は少し厳しい面もあり、10月から12月期に上昇に転じる見通しという見方がされている。一方、雇用面では、不足気味が拡大をしているという、コメントが出されている。

国の政策面では、新型コロナウイルス感染症に対しては、中小企業が大変大きな影響を受けているが、雇用調整助成金、下請取引の適正化等、中小企業が最低賃金を引き上げやすい環境整備、施策を図ってきていただいている。また、デジタル庁が９月１日に発足し、デジタル時代の官民のインフラを今後５年で一気呵成に作り上げることを目指すとしている。これに伴い、このインフラに対する大きな予算や投資、人材の確保、育成、様々なインフラの開発、製造、保守サービスといったものが必須となる。電機産業における人、人材、モノ、技術、物事を解決するための製品やサービスといったソリューションが、日本経済、社会基盤、そして国民の日常生活でますます必要不可欠になってきている。2021年５月14日に、第６回経済財政諮問会議が行われ、早期に全国平均1000円になることを目指して、本年の最低賃金の引上げに取り組むといった発言も出されている。それらを受けて、中央で地域別最低賃金の審議が行われ、目安の審議において、公益側の見解で述べられた重要な７項目のファクターを総合勘案したうえで、全国一律の目安金額が示されたと認識している。このことから、最低賃金の引き上げを取り巻く環境が昨年度とは異なると言えるのではないかと捉えているところである。

一方、労働者を取り巻く環境については、長期化する新型コロナウィルス感染症の拡大、特に栃木県は今年に入って２度の緊急事態宣言が発令される中、様々な不安やストレスを抱え、感染リスクとも戦いながら、日々の業務や生産活動に献身的に取り組んでいる。電機の特定最低賃金913円で１年働いたとしても、年収では200万円にも届かないという状況であり、依然として苦しい生活を余儀なくされている。各企業の経営者も日夜様々な努力と配慮をいただいているということも十分理解をしている。この未曾有の危機を、労使一体で乗り越える、そして電機産業で働く労働者に前向きなメッセージとなる賃金の底上げが必要なのではないかと考えている。

電機産業の従業者数は、全国平均で製造業全体の約15%を占めており、電機産業は我が国における主要産業であると思っている。栃木県の状況を見ると、県内製造業に占める従業者数は、隣接県である群馬県を随分上回っている。製造品出荷額、生産額では、ともに15%強で、茨城県、群馬県、全国平均を大きく上回っている。特筆すべきは付加価値額で、生産性と言い換えてもよいかと思うが、20%を超えており、茨城県、群馬県、全国平均を圧倒的に引き離しているという状況である。栃木県のものづくり、またその中での電機産業の位置付けは、近隣県あるいは全国平均と比べても、非常に優位性があると思っている。

特定最低賃金は付加価値の適正配分に向けた機能を持っている。また、当該産業における年齢や特定の業務、そういった基幹的労働者の水準のための最低賃金であり、電機産業という、我が国の主要産業で働いている方々のあるべき賃金を特定賃金に反映させていくべきだと考えている。そして不合理な待遇の是正を図る機能もある。

日本経済を持続的な成長に導くためには、持続的な賃上げにより、個人消費の拡大、企業収益の回復と伸長へと導く経済の好循環を実現していくことが求められている。併せて電機産業の競争力を高め、刻一刻と変化する様々な課題を乗り越え、持続的発展を続けていくため、この最低賃金の審議の場でも、人への投資

というものを重要視していただきたいと考えている。電機連合は、今年の春闘で18 歳見合いでの産業別最低賃金と働く者の入り口の賃金である高卒初任給の、いずれも引上げを図っている旨を主張した。

イ　早期に1000円を目指していくことを念頭にしてきた。２年スパンで1000円到達として、現行913円との差額87円の約半分の44円の引上げを提示した。

ウ　一昨年の引上げ額21円から、昨年はコロナの影響で引上げ額が３円となった。コロナがなく、一昨年並みの景気状況が続いていたと仮定して、差額18円と一昨年の引上げ額21円を合わせて39円となるが、40円台の引上げを重視し１円切り上げて40円を提示した。

エ　使用者側の３円提示を受け、本日はこれまでとし次回審議となった。

（6）使用者代表委員の見解及び主張

ア　昨年４月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令されてから１年６か月が経過した。この間、数度にわたる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出・延長により、経済活動は大きく制限され、電気関連業の事業者にも多大な影響を及ぼした。とりわけ経営基盤の脆弱な中小零細企業に甚大な影響を与え続けており、幾度にわたる宣言による爪痕が大きく残っている。一部に巣ごもり需要等で好調なところがみられる一方、多くの中小企業ではいまだコロナ禍前の状態に戻っていない状況である。

　電気業界では、2000年代後半から、半導体では台湾のTSMCや韓国のサムスン電子、家電では中国の美的集団など、アジア企業の台頭が起こり、日本を含めた先進国の電気メーカーへの影響が大きく出ている状況である。また以前より、人口減少による日本市場の縮小と新興国の市場拡大の影響で、電気メーカーの海外進出が進んだ。これまで人員整理・赤字部門の撤退などを推し進め、ようやく実を結び始めた頃、新型コロナウイルス感染拡大の影響が猛威をふるい始めた。またコロナ禍以前からも、原料費や輸送費の高騰、消費税の増税、相次ぐ法改正による人件費上昇により、経営コストが上昇し続けて苦しい状況が続いている。半導体を含む部品不足で先行きが不透明な中、コロナ禍以前の状況にいまだ戻っていない企業も多々ある。政府の支援を受けて従業員を守っている、特に中小零細企業にとってはかなり厳しい状況だとしか言えない。

　今、特定最賃を決めるに当たって最優先されるべきは、事業の継続と雇用の維持である。企業としては、賃金と雇用を両立させることが重要であるが、この厳しい状況の中で雇用のことを考えれば、極力、人件費は抑えなければならない。雇用調整助成金、持続化給付金、特別融資などを使い、事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小零細企業の雇用維持に向けた努力に対して、決して水を差すことのないよう、中小零細企業がおかれている厳しい状況を考慮し、今年度の審議に臨むべきであると主張した。

イ　賃金改定状況調査の第４表男性産業計Ｂランクの賃金上昇率がマイナス 0.3%であるが、マイナス提示は控えるとし、据え置き０円を主張した。

ウ　賃金改定状況調査の第４表男女計製造業Ｂランクの賃金上昇率が 0.0%であり、再度据え置き０円を主張した。

エ　賃金改定状況調査の第１表製造業Ｂランクの「１～６月に賃金改定を実施しない事業所」のうち「７月以降も賃金改定を実施しない事業所」が48.0%とある。

また、第４表男性製造業Ｂランクの賃金上昇率が 0.1%であり、現行の 913 円に 0.1%を乗じて 0.91 円、四捨五入し１円となるが、労働者側の提示額との差が大きいことから、昨年の引上げ額同額の３円引上げを提示した。
なお、本日主張できる限界とした。

３　その他
特になし